

東京水道～企業の森（ネーミングライツ）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会を構成する重要な一員である企業、団体等（以下「企業等」という。）が、社会貢献活動等の一環として、東京都水道局（以下「水道局」という。）が管理する水道水源林内の一部エリア（以下「協定エリア」という。）にネーミングライツを設定し、企業等が支払う費用を活用して水道局が水道水源林の保全育成等を行うことで、将来にわたり水道水源林を適切に管理していくことを目的とした取組である、東京水道～企業の森（ネーミングライツ）（以下「企業の森」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、企業の森とは、次の施策を通して水源地の保全に寄与することを目的とした事業をいう。

（1）協定エリアへのネーミングライツ設定

（2）水道局と連携しながら企業等が行う、水道水源林内での植栽や間伐などの森林保全作業体験等（以下「森づくり活動等」という。）

（3）企業等による地元自治体での文化体験等

（4）水源地保全への理解促進を図るために水道局が行うイベント等への企業等の参加

（協定期間）

第3条 企業の森における協定期間は、第11条に規定する協定を締結した日から、3年間とする。

2 前項の協定期間の終了に際して、企業等から企業の森の継続を希望する申出があった場合、水道局と協議の上、継続することができる。

（協定エリアの設定）

第4条 水道局は、企業等ごとに協定エリアを設定する。

2 協定エリアにおける土地、立木その他定着物の所有権及び二酸化炭素の排出削減・吸収効果に係る権利は、水道局に属する。

（企業等の活動のPR）

第5条 水道局は、企業等が本取組の参画企業であることや活動内容等について、水道局の電子広報媒体（ホームページ、SNS等）及びPR施設（奥多摩水と緑のふれあい館、東京都水の科学館及び東京都水道歴史館）の電子看板等を活用して広報する。ただし、広報を行う場合は、内容等についてあらかじめ企業等と調整する。

2 企業等は、ネーミングライツにより設定した協定エリアの名称及び活動内容等について広報を行うことができる。ただし、協定エリアの名称設定及び広報を行う場合は、その内容及び方法について

てあらかじめ水道局と調整する。

- 3 企業等は、あらかじめ水道局と調整の上、前項により設定した名称を表示する看板等を協定エリアに設置することができる。

なお、設置、修繕、維持管理及び撤去に係る費用は、企業等の負担とする。

(費用の支払)

第6条 企業等は、協定の対価（以下「ネーミングライツ費用」という。）として協定エリアの面積1ヘクタール当たり年額50万円を支払うものとする。

- 2 企業等が支払うネーミングライツ費用は、協定エリアの面積（単位はヘクタールとし、小数点以下第3位を四捨五入）に、前項の金額を乗じて算出するものとする。
- 3 前項により算出したネーミングライツ費用は、水道局が毎年発行する納入通知書に基づき支払うものとする。

(費用の使途)

第7条 水道局は、前条の規定により支払のあったネーミングライツ費用を、協定エリアをはじめとする水道水源林の保全育成等に活用する。

なお、保全育成等により生じる二酸化炭素の排出削減・吸収効果に係る権利は、水道局に属する。

(活動計画)

第8条 企業等は、水道局と調整の上、活動計画を毎年作成し、それに基づいて活動を実施する。

- 2 活動場所までの交通手段の確保、活動に適した服装等の用意に係る費用は企業等の負担とする。
- 3 水道局は、事業運営に支障が生じない範囲（年3回まで）において、技術的支援、道具類の貸与等を行う。

なお、貸与する道具類等については、活動の際に企業等と水道局とで調整を行う。

- 4 年間の活動計画に定めのない活動を行う必要が生じた場合は、あらかじめ水道局と調整を行う。

(企業等の募集)

第9条 水道局は、募集要項に基づき企業等を募集する。ただし、次の各号に該当する場合は、応募資格を認めないものとし、企業等へその旨通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者又は企業の森を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者
- (2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する行為を行い、その行為に対する措置が終了していない者
- (4) その他水道局長が不相当と判断する者

2 水道局は、別途水道局が実施する「企業パートナー制度」のパートナー企業からの参画希望を優先して受け付ける。

なお、希望企業が複数ある場合、水道局が希望を受け付けた順に協定に向けた調整を行う。

(企業等の決定)

第10条 水道局は、応募のあった企業等について、提出された申込書等を基に審査を実施し、参画する企業等を決定する。ただし、応募数が募集数を上回った場合は、提出された申込書を基に選考を実施し、企業等を決定する。

(協定)

第11条 水道局は、企業等を決定したときは、別記様式に定める東京水道～企業の森（ネーミングライツ）協定書(案)に基づき、企業等と調整の上、企業の森に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

(禁止事項等)

第12条 企業等は、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第1号から第3号までの規定に関してあらかじめ水道局の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (1) 第11条の規定による協定に基づく地位を第三者に譲渡すること。
- (2) 森づくり活動等に際して営利を目的とした行為を行うこと。
- (3) 水道水源林の機能に重大な悪影響を及ぼす活動を行うこと。
- (4) 関係法令に反する行為を行うこと。

(活動の終了)

第13条 水道局は、次に掲げる場合には、第3条に定める活動期間内においても、第11条の規定による協定を解除し、活動を終了する。

- (1) 公益上の見地から、水道局において企業の森を中止する必要性が生じたとき。
- (2) 火災、天災その他の原因により、協定エリアの全部又は一部の機能が消失したとき。
- (3) 企業等が、協定に違反する行為をしたとき。
- (4) 企業等（企業等の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。以下次号において同じ。）が暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) 企業等が企業の森参加者としてふさわしくない行為を行ったとき。

2 水道局は、前項の規定により活動を終了した場合において、企業等に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

3 企業等の都合により、企業の森を終了する必要性が生じた場合、速やかに水道局と協議を実施し、第11条の規定による協定を解除するとともに、活動を終了することができる。

4 活動期間中に活動を終了した場合、企業等から既に支払われた費用の返金は原則として行わない。

附則

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

東京水道～企業の森（ネーミングライツ）協定書(案)

〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）及び東京都水道局（以下「乙」という。）は、乙が管理する水道水源林においてネーミングライツを設定し、水道水源林の保全育成等を行う取組である東京水道～企業の森（ネーミングライツ）（以下「企業の森」という。）の実施に当たり、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、企業の森の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（基本理念）

第2条 甲及び乙は、企業の森の実施に当たっては、本協定を遵守し、誠実にこれを履行するものとする。

（実施場所等）

第3条 本協定の対象となるエリア（以下「協定エリア」という。）は、別図及び次表のとおりとする。

表 協定エリアの所在及び面積

所在及び地番	面積
〇〇〇〇〇〇-〇	●●ha

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 甲は、本協定の有効期間の満了に際して、企業の森の継続を申し出ることができ、甲乙協議の上、継続することができる。

（役割分担）

第5条 企業の森における甲の役割は、次のとおりとする。

（1）本協定第7条に定める活動計画を作成した上で、当該活動計画に定める活動を行う。

なお、乙の支援のもと水道水源林内での植栽や間伐などの森林保全作業体験等（以下「森づくり活動等」という。）を行う場合は、必要となる道具類等の貸与について、乙と調整する。

（2）甲の従業員や関係者等で構成される参加者（以下「甲の参加者」という。）の活動場所までの交通手段の確保、活動に適した服装等の用意に係る費用を負担する。

（3）現地での活動時の事故について、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲の責任において処理する。

（4）甲の参加者が活動時に負傷等をした場合の対応等について、あらかじめ甲の参加者に対し明示

するとともに、甲の参加者を被保険者とする傷害保険等へ加入するか又は甲の参加者を傷害保険等に加入させる。

2 企業の森における乙の役割は、次のとおりとする。

(1) 協定エリアの設定及び甲と連携した森づくり活動等を行う。

(2) 甲が第1項第1号の活動を行う際に必要な作業指導員の確保等の技術的支援及び森づくり活動等に必要な道具類の貸与等を乙の費用負担にて行う。ただし、乙の事業運営に支障が生じない範囲（年3回まで）とする。

(費用の支払及び使途)

第6条 甲は、本協定の対価（以下「ネーミングライツ費用」という。）として協定エリアの面積1ヘクタール当たり年額50万円として算出する〇〇万円（税込み）を、毎年乙に支払うものとする。

2 甲は、前項のネーミングライツ費用を、乙が毎年発行する納入通知書に基づき、乙に対して支払うものとする。

3 乙は、第1項のネーミングライツ費用を、協定エリアをはじめとする水道水源林の保全育成等に関して使用する。

(活動計画)

第7条 甲は、乙と調整した上で、次の事項を明記した年間の活動計画（以下「年間活動計画」という。）を毎年作成するものとする。

(1) 森づくり活動等の作業内容。ただし、甲の参加者が森づくり活動等に参加する場合は、予定する時期、回数、参加者の構成及び参加人数も明記する。

(2) 広報の方法及び内容

(3) その他必要な取組

2 年間活動計画に定めのない活動を行う必要が生じた場合は、あらかじめ乙と調整を行うものとする。

(土地等の所有権等)

第8条 協定エリアにおける土地、立木その他定着物の所有権及び水道水源林の保全育成等により生じる二酸化炭素の排出削減・吸収効果に係る権利は、乙に属する。

(広報活動)

第9条 甲は、協定エリアに名称を設定し、自己の広報活動等に当該名称を活用することができるものとする。

なお、名称は、「〇〇〇」とする。

- 2 甲は、企業の森について各種広報媒体を使用した広報を行うことができる。この場合、その内容及び方法についてあらかじめ乙と調整する。
- 3 乙は、甲が行う企業の森での活動内容等について、甲とあらかじめ調整した上で、乙が活用できる電子媒体（ホームページ、SNS等）及びPR施設（奥多摩水と緑のふれあい館、東京都水の科学館及び東京都水道歴史館）等を活用して広報する。
- 4 甲は、協定エリアに設定した名称を表示する看板等（以下「看板等」という。）をあらかじめ場所、大きさ、設置態様等について乙と調整の上、設置することができる。

なお、看板等の設置、修繕、維持管理及び撤去に係る費用は、甲の負担とする。

（損害賠償）

第10条 甲は、企業の森の実施に際し、専ら甲の責めに帰すべき事由により乙及び第三者に損害を与えた場合は、その賠償を行うものとする。

（禁止事項等）

第11条 甲は、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第1号から第3号までの規定に関してあらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

- （1）本協定に基づく地位を第三者に譲渡すること。
- （2）森づくり活動に際して営利を目的とした行為を行うこと。
- （3）水道水源林の機能に重大な悪影響を及ぼす活動を行うこと。
- （4）関係法令に反する行為を行うこと。

（解除）

第12条 乙は、次に掲げる場合には、本協定を解除することができる。

- （1）公益上の見地から、乙において企業の森を中止する必要性が生じたとき。
- （2）火災、天災その他の原因により、協定エリアの全部又は一部の機能が消失したとき。
- （3）甲が、本協定の規定に違反したとき。
- （4）甲（甲の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。以下次号において同じ。）が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するに至ったとき。
- （5）甲が企業の森実施主体としてふさわしくない行為を行ったとき。

2 乙は、前項の規定による本協定の解除を行った場合において、甲に損害が生じても、その賠償の

責めを負わない。

- 3 甲は、第1項第3号から第5号までの規定による本協定の解除が行われた場合において、乙に損害が生じたときは、その賠償の責めを負う。
- 4 甲の都合により、企業の森を中止する必要が生じた場合、速やかに乙と協議を実施し、本協定を解除することができる。
- 5 本協定の有効期間中に本協定が解除された場合、甲から乙に対して既に支払われた費用の返金は原則として行わない。

(管轄裁判所)

第13条 本協定に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第14条 本協定の解釈に疑義を生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定める。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各々1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都〇〇区〇〇〇〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局長 〇〇 〇〇